

老人福祉施設整備費補助金交付要綱

平成 1 8 年 2 月 1 日 制 定
平成 1 9 年 8 月 1 日 改 正
平成 2 1 年 6 月 1 6 日 改 正
平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 改 正
平成 2 3 年 4 月 1 日 改 正
平成 2 4 年 4 月 1 日 改 正
平成 2 5 年 7 月 4 日 改 正
平成 2 6 年 4 月 1 日 改 正
平成 2 7 年 4 月 1 日 改 正
平成 2 8 年 4 月 1 日 改 正
平成 2 9 年 4 月 1 日 改 正
平成 3 0 年 4 月 1 日 改 正
平成 3 1 年 4 月 1 日 改 正
令 和 2 年 4 月 1 日 改 正
令 和 3 年 4 月 5 日 改 正
令 和 4 年 4 月 1 日 改 正
令 和 5 年 4 月 1 日 改 正

(趣旨)

第 1 条 知事は、市町村及び社会福祉法人が老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づき老人福祉施設を整備する場合、その経費に対し予算の範囲内において社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例（昭和 37 年千葉県条例第 34 号）、千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(整備区分)

第 2 条 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整 備 区 分	整 備 内 容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改 築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築含む。）を行うこと。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金の交付の対象は、次の表の①欄に定める施設の種類ごとに②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が④欄に定める整備区分により設置する施設とする。ただし、次の施設整備事業については交付の対象としないものとする。

- ア 千葉市が設置する施設及び社会福祉法人等が千葉市内に設置する施設に係る整備事業
- イ 船橋市が設置する施設及び社会福祉法人等が船橋市内に設置する施設に係る整備事業
- ウ 柏市が設置する施設及び社会福祉法人等が柏市内に設置する施設に係る整備事業

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④整備区分
ア 特別養護老人ホーム (定員 30 人以上)	老人福祉法第 15 条第 3 項 老人福祉法第 15 条第 4 項	市町村 社会福祉法人	創設、増築、改築

イ アの創設に併設されるユニット型老人短期入所用居室	老人福祉法第 15 条第 2 項	市町村 社会福祉法人	創設
ウ 軽費老人ホーム (定員 30 人以上の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス)	社会福祉法第 62 条第 1 項	市町村 社会福祉法人	創設
エ 養護老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	老人福祉法第 15 条第 3 項 老人福祉法第 15 条第 4 項	市町村 社会福祉法人	改築

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（交付額の算定）

第 4 条 この補助金の交付額は次により算出する。ただし、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1 の対象経費欄で定める実支出額の合計額を算出する。
- (2) 施設の種類ごとに別表 1 の基準額欄により、基準額の合計額を算出する。
- (3) (1) により算出された合計額と、(2) により算出した合計額とを整備区分ごとに比較して少ない方の額を交付額とする。

（対象外費用等）

第 5 条 この補助金は、次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 職員の宿舍に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

（申請）

第 6 条 市町村及び社会福祉法人が規則第 3 条の規定によりこの補助金の交付を申請しようと

するときは、知事が定める期日までに老人福祉施設整備費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第 7 条 この補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

- （1） 事業に要する経費を変更する場合（費目間の流用等、経費の配分を変更する場合を含む。）には、知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の目的に影響を及ぼさない程度の軽微な変更を除く。
- （2） 事業の内容のうち、次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- （3） 事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。
- （4） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- （5） 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- （6） 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- （7） 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- （8） この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人 J K A 又は公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。
- （9） 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 1 4 条第 1 項第 2 号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- （10） 市町村が事業を実施したときは、当該事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした老人福祉施設整備費補助金調書（別記第 2 号様式）を作成し、事業完了後 5 年間保管しなければならない。
- （11） 社会福祉法人等が事業を実施したときは、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。
- （12） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることがある。
- （13） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （14） 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第 9 号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （15）（1）から（14）により付した条件に違反したときは、この補助金等の全部又は一部を取り消すことがある。

（承認申請）

第 8 条 第 7 条の規定により、承認又は指示を受けようとするときは、内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 市町村及び社会福祉法人が工事を着手したときは、老人福祉施設整備費補助金による工事着工報告書（別記第7号様式）により工事を着工した日から1週間以内に、また、工事進ちょく状況については、老人福祉施設整備費補助金による施設の工事進ちょく状況報告（別記第8号様式）により、毎年度11月末現在の状況を翌月の10日までに各1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 市町村及び社会福祉法人が規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに老人福祉施設整備費補助金実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、老人福祉施設整備費補助金年度終了報告書（別記第4号様式）をこの補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに1部を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第11条 市町村及び社会福祉法人が規則第15条の規定によりこの補助金の交付を請求しようとするときは、老人福祉施設整備費補助金交付請求書（別記第5号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 市町村及び社会福祉法人が規則第16条の規定によりこの補助金の概算払を受けようとするときは、老人福祉施設整備費補助金概算払請求書（別記第6号様式）1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項（2）又は（3）に該当する者（補助事業を行う者が法人である場合にあっては、その役員等が同項（1）から（3）までのいずれかに該当する者である法人）とする。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第6条、第10条及び第12条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助から適用する。ただし、平成16年度以前からの継続事業に係る平成17年度事業分の補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行し、平成19年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年６月１６日から施行し、平成２１年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年１１月２０日から施行し、平成２１年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行し、平成２３年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行し、平成２４年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年７月４日から施行し、平成２５年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度予算に係る補助から適用する。
ただし、平成２６年度千葉県社会福祉法人審査会で整備計画を承認し、平成２６年度事業として本補助金の交付決定をしたものについて、入札不調により予定の期間内での事業完了が不可能となったため、当該交付決定を取り消した場合において、施工予定期間を変更したうえで平成２７年度事業として再度交付申請がなされた場合には、平成２６年度の補助基準単価を適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月５日から施行し、令和３年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度予算に係る補助から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度予算に係る補助から適用する。

別表 1

算定基準（創設、増築、改築）

基準額	対象経費
別表 2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 5 条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2. 6 % に相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表 2

補助基準単価

（単位：円）

施設の種類	基準単価
特別養護老人ホーム	一人あたり 3, 000, 000 ※平成 2 1 年度～ 2 6 年度 4, 000, 000 平成 2 7 年度～令和 5 年度 4, 500, 000
老人短期入所用居室	一人あたり 800, 000
ケアハウス	一人あたり 2, 536, 000
養護老人ホーム	一人あたり 3, 000, 000